第29号議案関係資料

上・下水道事業の取扱いについて

平成 1 5 年 6 月

鹿児島地区合併協議会

(様式1) 事務事業現況調書総括表

(19) 上・下水道事業

環境専門部会(番号1~4)・水道専門部会(番号5~25)

	(19)	Τ,,	小儿里手	**									
番号	事	務	事	業	名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	簡易水道	道組合等助	成事業				×	×	×	×		В	
2		里浄化槽設										В	
3	合併処된 業)	里浄化槽設	置整備補	助事業	(単独事		×			×	×	В	
4	吉田町均	也域下水処	理事業			×		×	×	×	×	Α	
5	水道事業	業(上水道	事業)				×	×	×	×	×	Α	
6	水道事業	業(簡易水)	道事業)			×						В	
7	水道事業	業(料金)										В	
8	水道事業	業(料金無料	料対象)			×		×			×	С	
9	水道事業	業(負担金	・加入金)					×				В	
10	水道事業	業(手数料	ł)									В	
11	水道事業	業(督促手	数料・延	滞金)		×				×	×	С	
12	水道事業	業(工事負	!担金)					×	×	×	×	В	
13	水道事業	業(工事関	係分担金)		×	×	×	×			С	
14	水道事業	業(検針・	料金徴収	.)								В	
15	水道事業	業 (水道計	画)									В	
16	工業用2	k道事業				×	×	×		×	×	Α	
17	工業用2	K道事業(#	料金)			×	×	×		×	×	Α	
18	工業用犯	K道事業(ホ	食針・料3	金徴収)		×	×	×		×	×	Α	
19	工業用2	k道事業(工業用水道	首計画)		×	×	×		×	×	Α	
20	公共下2	k道事業					×	×	×	×	×	Α	
() \	\ ** \//-	+ 7 吉 70 吉	- MC		- 	ĽП				->1 14			

		- 現児	等门部会	(省与	71~4) ·	小(人)	旦号	- [] :	의 조	()	<u>;</u>	o ~ ₄	<u> </u>
番号	事	務	事	業	名	鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21	公共下才	〈道事業((受益者負	担金)			×	×	×	×	×	Α	
22	公共下才	〈道事業((下水道使/	用料)			×	×	×	×	×	Α	
23	公共下水	〈道事業((手数料)				×	×	×	×	×	Α	
	公共下水						×	×	×	×	×	Α	
25	公共下水 度)	〈道事業((水洗化への	の助成・	融資制		×	×	×	×	×	Α	
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													

- (注1)該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。
- (注2)区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)
- (注3)経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

項目		現	況	
場 日 	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 簡易水道組合等助成事 業	簡易水道組合等が行う施設改良工事等 に対し、助成を行う。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
2 合併処理浄化槽設置整 備補助事業	1 . 対象 住宅及び集会施設で5 0 人槽以下 2 . 補助額 5 人槽 354,000円 6 ~ 7 人槽 411,000円 8 ~ 10人槽 519,000円 11 ~ 20人槽 654,000円 21 ~ 30人槽 1,111,000円 31 ~ 50人槽 1,491,000円	1 . 対象 住宅で10人槽以下 2 . 補助額 5 人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円	1.対象 住宅で10人槽以下 2.補助額 5 人槽 409,000円 6~7人槽 613,000円 8~10人槽 854,000円	1 . 対象 住宅で10人槽以下 2 . 補助額 5 人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円
備補助事業 (単独事	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ 設置替えを行なう者に、通常の補助額 に20万円を加算する。		鹿児島市に同じ。	10万円。

(19) 上・下水道事業

現	況	課	題	=田 東久	
松 元 町	郡山町		起	间 笠	
該当なし。	町営水道施設のない地域における飲料 水供給施設事業に対して、補助金を交 付する。			合併時に鹿児島市 <i>0</i>	D制度(助成内容)に統合する。
1 . 対象 住宅で10人槽以下 2 . 補助額 5 人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円	住宅で10人槽以下	鹿児島市と他の5町とは 鹿児島市、吉田町、喜入町 町とは補助額が異なる。	補助対象が異なる。 丁、松元町及び郡山町と桜島		D制度(補助額)に統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び喜 <i>)</i> 鹿児島市及び桜島町と喜 <i>)</i>		合併時に鹿児島市 <i>0</i>	D制度(補助額)に統合する。

行政制度等の調整方針(案)

(19) 上・下水道事業

項目					現	況					
項 目 -	鹿児島市		吉	田町		桜	島	町	星	喜 入	. 町
4 吉田町地域下水処理事業		居・一・・合・年・・・・ を本本の 日本の は、 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	吉田除: コ要争治丁寺K15料 町す 4 地槽昭管会理円金 株型 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	おける住3 汚水を処3 同団地及7 のの人理が下水処理が ち3年5月 業財政調3 (13年度末	が 牧 集 不 を 現 を ま を は を は の の の の の の の の の の の の の				該当 b		

(19) 上・下水道事業

			現		況			 課	題	≟田	敕	ᆂ	솨	(案)
	松	元	町		郡	Щ	町	市木	起	司四	至)J	亚丨	(余)
該当なし。		兀	#J	該当なし。	右以	Щ	#]	吉田町のみ。		合併を明明では、日本ので	下水処 後の市	理事業 におい	財政調 て新た	き継ぐものとする。 整基金は、合併時に に基金を設置したう

項目		現	況	
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 水道事業(上水道事業)	(平成13年度末現在	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(19) 上・下水道事業

現	況		題	調整方針(案)
松元町	郡山町			
该当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。		現行どおりとする。

(10) 1 17/2	<u> </u>		 況	八色书门旧五
項目	鹿児島市	吉田町	桜 島 町	喜 入 町
6 水道事業(簡易水道事業)	茂岩なし。	中間 中間 中間 中間 中間 中間 中間 中間	(平成13年度末現在) 簡易水道事業 3 飲料水供給施設 1 会計 方式 企業会計 地公法適用の有無 一部適用(財務) 行政区域内人口 A 4,817 人 会水区域内人口 B 4,817 人 会水区域内人口 B 4,817 人 会水区域内人口 B 4,795 人 音及 率 C/A 99.54 % C/B 99.54 % C/B 99.54 % 会計 会計 会計 会計 会計 会計 会計	(平成13年度末現在) 事業名・箇所数

(13) 工作外趋争未				小戶子门即云
現	況	 課	題	調整方針(案)
松 元 町	郡山町	i	起	調整方針(案)
(平成13年度末現在	中の 中の 中の 中の 中の 中の 中の 中の	簡易水道事業の取扱い。 吉田町、喜入町、松元町のみ基金。		合併する年度の翌年度に鹿児島市の上水道事業に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。 (吉田町、喜入町及び松元町の基金条例は合併までに廃止し、合併時に鹿児島市に設置される簡易水道事業特別会計の歳入に繰入れる。)

(10) 1 17502			 況	小戶子口即召
項目		吉田町	桜島町	喜 入 町
7 水道事業(料金)	(1か月、秘抜き) 日 口径別等 基本料金 (従量料金 (円) 使用水量等 1m3について 10m3まで 45 20m3まで 120 20m3を超え 30m3まで 210 30m3を超える分 275 25 1,680 50m3まで 220 80 30 2,500 50m3を超え 30m3まで 245 40 4,460 100m3を超える分 300 50 8,790 月 75 20,460 1m3について 300 100 38,970 150以上 102,370 公 衆 一般用に 一般用に 1m3について 70 河じ 同じ 場 月 10m3を超え 20m3まで 120 10m3を超え 30m3まで 250m3まで 250m3まで 30m3を超え 30m3まで 30m3を超え 30m3まで 45 45 1世帯に 700 10m3を超え 20m3まで 120 30m3を超える分 275 私 1個に 1,500 使用時間 5分までごとに 2,200 消 ついて 20m3を超え 30m3まで 210 30m3を超える分 275 人 1個に 1,500 使用時間 5分までごとに 2,200 消 ついて 20m3を超え 30m3まで 210 30m3を超える分 275 人 1個に 1,500 使用時間 5分までごとに 2,200 消 ついて 2,200 消 ついて 2,200 円 1,500 10m3を超え 2,200 10m3を 2,200	(1か月、税抜き) 基本料金 水量料金 中価 (1m3あたり) 13mm 400円 1m3 - 5m3 70円 20mm 700円 6m3 - 10m3 90円 25mm 1,100円 11m3 - 20m3 100円 30mm 1,600円 21m3 - 30m3 110円 40mm 2,700円 31m3 - 40m3 120円 50mm 4,200円 41m3 - 50m3 130円 75mm 9,300円 51m3 - 100m3 150円 100mm 15,500円 10 1m3以上 170円 125mm 23,500円 10 1m3以上 170円 125mm 23,500円 1 m3あたり 220円 一般用と同じ 1m3あたり 220円 一般用と同じ 1m3あたり 220円 一般用と同じ 4m3 - 50m3 150円 100m3 100m3	月額 (税込み) 日径別 基本	(1か月、税抜き) 給水種別 基本料金 従量料金 (1m3につき)
	(基本料金+従量料金)×1.05 = 水道料金 1円未満切り捨て	(基本料金+水量料金)×1.05 =水道料金 10円未満切り捨て	(基本料金+従量料金) = 水道料金 10円未満切り捨て	(基本料金+従量料金+計量器使用料) ×1.05=水道料金 10円未満四捨五入
8 水道事業(料金無料対象)	該当なし。	公園 公民館 墓地	該当なし。	集落公民館 墓地

(19) 上・下水道事業

(13) 工工下小坦尹未				小但守门即云
現	況	 	題	調整方針(案)
松元町	郡山町		花 艺	一
(1か月、税抜き) 基本 超過料金 31m3以上 700円 1m3につき 1m3に	(1か月、税抜き) 基本料金 使用水量 1m3当たり 金額 5m3まで 60円 5m3を超え 10m3まで 90円 1戸当たり 10m3を超え 20m3まで 100円 月額700円 20m3を超え 30m3まで 110円 30m3を超え 40m3まで 120円 40m3を超え 50m3まで 130円 50m3を超える分 160円	基本料金、従量料金ともに異なる。喜入町のみ計量器使用料がある。		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。ただし、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。合併する年度については現行どおりとする。 (調整内容) ・合併する年度の翌年度は、合併前の鹿児島市と合併前の5町との料金格差の3/4を減額した金額とする。 ・合併する年度の翌々年度は、合併前の鹿児島市と合併前の5町との料金格差の2/4を減額した金額とする。 ・合併する年度から起算して3年度を経過した年度は、合併前の鹿児島市と合併前の5町との料金格差の1/4を減額した金額とする。
(基本料金+超過料金)×1.05 = 水道料金 10円未満切り捨て	(基本料金+水量料金)×1.05 =水道料金 10円未満切り捨て			
公園 墓地 (公民館については、基本料金のみ 12ヶ月分徴収)	該当なし。	無料の対象が異なる。		合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。

(19) 工,下小恒	ナ 木 T			小但守门配云
 項 目		現	況	
	鹿児島市	吉田町	桜 島 町	喜 入 町
9 水道事業 (負担金・加入金)	直結式 (税抜き) 口径 金額 (mm) 13 70,000円 20 160,000円 25 250,000円 30 390,000円 40 760,000円 50 1,400,000円 100 7,100,000円 150 19,300,000円 200 39,800,000円 200 39,800,000円 201 金額 (mm) 13 105,000円 25 375,000円 25 375,000円 30 585,000円 40 1,140,000円 50 2,100,000円 75 5,400,000円 150 19,650,000円	直結式 (税抜き相当) 口径 金額 (mm) 13 50,000円 20 105,000円 25 160,000円 30 230,000円 40 400,000円 50 620,000円 75以上 1,400,000円	該当なし。	口径に関係なく25,000円 (税抜き相当)
10 水道事業(手数料)	区分 金額 指定給水装置工事事 13,000円 業者指定申請 20ミリ以下 3,300円 設計審査 20ミリ以下 4,100円 50ミリ以上 4,900円 800円 江事検査 20ミリ以下 4,900円 新設 改造) 25~40ミリ 5,800円 工事検査 修繕 撤去) 50ミリ以上 6,600円 工事検査 修繕 撤去) 800円 各種証明手数料 200円	区分 金額 給水装置工事の設計 工事設計額の5% 指定給水装置工事事 1件につき 10,000円 業者指定申請 設計審査(材料検査含 1件につき 4,000円 む) 工事検査 1件につき 4,000円 給水装置工事道路占 1件につき 3,000円 用書類作成 200円 その他特別の検査 1件につき 実費	区分 金額 給水装置工事の設計 工事設計額の3% 指定給水装置工事事業 1件につき 6,000円 者指定申請 36,750円 口径20mm 52,500円 口径25mm 73,500円 口径30mm 105,000円 口径40mm 210,000円 口径50mm 315,000円 口径75mm 840,000円 口径100mm 1,365,000円 工事検査 工事設計額の3%	区分 金額 指定給水装置工事事 1件につき 10,000円 業者指定申請 材料検査 1件につき 500円 新設検査 1件につき 1,500円 移設又は増設の検査 1件につき 1,000円 給水開始及び停止 1件につき 500円 水栓類又は付属品の 1件につき 400円 取付
11 水道事業 (督促手数料・延滞金)	督促料:徴収していない。 延滞金:徴収していない。	督促料:1通につき100円。 延滞金:徴収していない。	督促料:1通につき100円。 延滞金:納期限後、1月を経過した日 の翌月から納付額の5/100に納入した月 までに係わる月数(1月未満の端数は1 月とする。)を乗じて得た額。	

(19) 上・下水道事業

(13) 工作小足事来				
現		 	題	調整方針(案)
松元町	郡山町		胚	
(税抜き相当) 口径 金額 (mm) 13 76,191円 20 104,762円 25 161,905円 30 247,620円 40 504,762円 50 885,715円	(税抜き) 口径 金額 (mm) 13 50,000円 20 80,000円 25 160,000円 40 400,000円 50 700,000円 75 1,500,000円	負担金・加入金が異なる。		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
区分 金額 工事の設計 1件につき 実費 指定給水装置工事事 1件につき 10,000円 業者指定申請 材料検査 1件につき 3,000円 工事検査 1件につき 3,000円	区分 金額 新設工事検査 1,000円 改善及び修繕工事等 500円 の検査	手数料が異なる。		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。合併する年度は現行どおりとする。
督促料:徴収していない。 延滞金:徴収していない。	督促料:徴収していない。 延滞金:徴収していない。	督促料、延滞金が異なる。		合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。

	- ~			小戶子门即云
項目		現	況	
	鹿児島市	吉田町	桜 島 町	喜 入 町
12 水道事業(工事負担金)	住宅団地の開発等に伴い、 配水管等の増強費として 徴収する。 (内容) 施設増強費 1戸156,900円 設計審査・工事完成検査費 工事金額×率 負担金額 =(+)×消費税率	住宅団地の造成等に伴い、新たに水道施設を設置する場合に徴収する。 (内容) 工事に要する費用 + その 他の費用 口径別負担額(税抜き) 13・20ミリ 200,000円 25・30ミリ 300,000円 40ミリ 400,000円 50ミリ 500,000円 75ミリ 町長が定める額 負担金額 = (+) ×消費税率 ただし、に関する工事は直接申込者(指定業者)が行っているため徴収していない。	該当なし。	該当なし。
13 水道事業 (工事関係分担金)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(19) 上・下水道事業

現	 況	. 課 題	知 故 ナ 仏 / 安 \
松元町	郡山町		調整方針(案)
該当なし。	該当なし。	工事負担金が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。合併する年度は現行どおりとする。
簡易水道建設事業費分担金未普及地域に簡易水道を新設する場合に徴収する。	給水装置工事分担金(税抜き) 計画給水区域を拡張する ときに徴収する。 13 = 1 45,000円 20 = 1 80,000円 25 = 1 100,000円 40 = 1 120,000円 50 = 160,000円 75 = 1 320,000円	分担金が異なる。	合併する年度の翌年度に廃止する。合併する年度は現行どおりとする。

(19) 上・下水道	事業			水道専門部会
項目		現	況	
	鹿児島市	吉田町	桜 島 町	喜 入 町
14 水道事業 (検針・料金徴収) 15 水道事業	隔月検針 隔月徴収 検針業務は私人に委託 検針委託料 1件につき 67円~102円 基本額 6,000円~9,000円 報奨金なし 徴収方法 口座振替 84.85% 納付書払 15.15% 集金 第10回水道拡張事業	毎月検針 毎月徴収 検針業務は、会社、私人、シルバーに 委託 検針委託料 1件につき 90円 基本額なし <u>慰労金・表彰あり</u> 徴収方法 口座振替 80.79% 納付書払 15.33% 集金 3.88% 吉水地区簡易水道生活基盤	毎月検針 毎月徴収 各地域ごとに、私人に委託 検針委託料 1件につき 67円 基本額なし 報奨金なし 徴収方法 口座振替 90.95% 納付書払 9.05%	隔月検針 隔月徴収 検針業務は私人に委託 検針委託料 1件につき 65円 基本額なし 報収方法 口座振替 68.5% 集落徴収 26.1% その他 5.4%
(水道計画)	ポークロボロが、 (変更計画) ・給水区域 ・給水人口 ・553,000人 ・1日最大給水量 ・238,000m3 ・1人1日最大給水量 ・430 L ・目標年次 平成23年度 ・工事期間 平成14年度~平成23年度	高が ・ には事業 ・ には事業 ・ にはする ・ にはずる ・ にはずる	##FV (Millor) (Mil	・加田地区 水量拡張及び配水池等の増設 平成16年度~平成18年度 ・小田代地区 送水管布設及び配水池等の増設 平成18年度~平成19年度 ・各施設の整備 送水及び取水ポンプの更新・緩速ろ 過池の改修 平成15年度~平成22年度

(19) 上・下水道事業

(13) 工作小足事来				小坦守门即云
現	況	課	題	調整方針(案)
松 元 町	郡山町	市木	起	過 笠 刀 虱 (<i>条)</i>
毎月検針 毎月徴収 検針業務は私人に委託	毎月検針 毎月徴収 検針業務は私人に委託	委託料が異なる。		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
検針委託料 1件につき 110円 基本額なし 報奨金なし	検針委託料 1日につき 5,800円			
徴収方法 口座振替 81.6% 納付書払 13.8% 集金 4.6%	徴収方法 口座振替 90.9% 納付書払 9.1% 集金 なし	集金の取扱いが異なる。		合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
振型 (拡張) ・給水区域 ・給水区域 ・給水人口 ・4,050人(うち拡張分2,450人) ・1日最大給水量 1,245m3 ・1人日日最大給水量 398 L ・給水開始予定年月日 平成15年度石谷地区生活基盤近代 化事業(増補改良) ・給水町石口 ・給水の口 ・1、000人 ・1人1日最大 370L	下記の年度に実施予定で建設計画策定中 中 東部地区 平成18~23年度 中央地区 平成15~21年度 常磐地区 平成22~24年度 西有里地区 平成25年度	合併後の計画の取扱い。		合併後に新たな計画を策定する。

		現	 況	가는하기마스
項目	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
16 工業用水道事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	(平成13年度末現在) 事業 名工業用水道事業 会計 方式 特別会計 地公法適用の有無 全部適用 給水事業所数 4 社 契約給水量 880 m3/日 施設能力 1,680 m3 内訳地下水1箇所 1,680 m3 年間給水量 263,426 m3 一日最大給水量 1,059 m3 一日平均給水量 722 m3 原単位 5,488 m3 関係職員数5人簡易水道兼務) 主要施設 発電機室 取水施設(ポンプ 100) 配水池(RC造,300 t) 導水管 643m 配水管 1,347m
17 工業用水道事業(料金)		該当なし。	該当なし。	(1か月、税込み) 種類 金額 基本料金 37円/m3 超過料金 70円/m3
18 工業用水道事業 (検針・料金徴収)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	毎月検針、毎月徴収
19 工業用水道事業 (工業用水道計画)	該当なし。	該当なし。	該当なし。	・水源確保及び配水池等の 増設 平成15年度~平成17年度

(19) 上・下水道事業

現	況	課題	調整方針(案)
松元町	郡山町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	合併時に現行どおり鹿児島市に引き継ぐものとする。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。
 該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。
成当な 0。	成当な 0。		2011CO.7 C 9 S.
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。

			 況	NEGI IBA
項目	鹿児島市	吉田町	桜 島 町	喜 入 町
20 公共下水道事業	(平成13年度末現在) 事 業 名 公共下水道事業 箇 所 数 1 会 計 方 式 企業会計 地公法適用の有無 全部適用 行政区域内人口 A 549,100 人 処理区域内人口 B 454,300 人 処理区域内人口 B 454,300 人 極 備 率 B/A 82.74 % 水洗 化 率 C/A 79.48 % 水洗 化 率 C/B 96.06 % 処 理 件 数 208,854 件 処 理 能 力 238,800 m3 年間総処理水量 61,380,821 m3 一日最大処理水量 61,380,821 m3 一日最大処理水量 208,935 m3 一日平均処理水量 168,167 m3 年間総有収水量 58,199,501 m3 原 単 位 23.24 m3 有 収 率 94.82 % 使 用 量 単 価 109.47 円 処 理 原 価 142.11 円 下水道関係職員数 176 人	該当なし。	該当なし。	該当なし。
21 公共下水道事業 (受益者負担金)	受益者が所有し、または地上権等を有する土地で公告された区域内のものの面積に1平方メートル当たり131円を乗じて得た額		該当なし。	該当なし。

(19) 上・下水道事業

		1	- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
現	况	課題	調整方針(案)
松元町	郡山町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。
<u></u> 該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。
		INDICATION OF THE PROPERTY OF	

(19) 工 下 下 7			 況	小戶子口即公
項目	鹿児島市	吉田町	桜 島 町	喜 入 町
22 公共下水道事業 (下水道使用料)	(1か月、税抜き) 用 汚水種別 基本料金 従量料金 (円) 達 (円) 排除汚水量 1m3について 10m3まで 41 - 第1種 390 10m3を超え 50m3まで 128 般 50m3を超え 100m3まで 134 100m3を超え 200m3まで 175 用 第2種 490 200m3を超え 500m3まで 192 500m3を超え 1,000m3まで 204 1,000m3を超え 1,000m3まで 204 1,000m3を超える分 215 公 衆 第1種 390	該当なし。	該当なし。	該当なし。
23 公共下水道事業 (手数料)	種別 排水設備等の新設又 排除設備等の撤去に は改造に係る設計審 査 1件につき 3,300円 10m3を超え 1件につき 5,800円 1件につき 800円 50m3を超え 1件につき 15,700円 種別 排水設備等の撤去に 係る工事検査 10m3まで 1件につき 10,700円 10m3を超え 1件につき 10,700円 1件につき 800円 50m3を超えるもの 1件につき 18,200円 備考 排水設備等の新設又は改造に係る工事検査のうち 現地確認を要しない工事検査については、1件につき800円 指定排水設備工事事業者 1件につき 14,000円		該当なし。	該当なし。

(19) 上・下水道事業

現	況	課題	细 敷 亡 分 (安)
松 元 町	郡山町		調整方針(案)
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。
<u></u> 該当なし。	<u> </u> 該当なし。	鹿児島市のみ。	 現行どおりとする。

百日	現 況					
項 目	鹿児島市	吉	田町	ħ	桜 島 町	喜 入 町
	納入通知書又は口座振替の方法により、水道料金と同時に、2か月に1度 徴収	該当なし。		該当なし。		該当なし。
制度等)		該当なし。		該当な し。		該当なし。

(19) 上・下水道事業

現	況	│ │ 課 題	 調 敕 方 針 /安)	
松 元 町	郡山町		調整方針(案)	
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。	
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	現行どおりとする。	